

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中長期目標の変更について

1. 経緯

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年 5 月 30 日法律第 48 号）において、同法に基づき策定される医療分野研究開発推進計画（平成 26 年 7 月 22 日 健康・医療戦略推進本部決定）を進めるに当たっての中核的な実施機関とされている。

現行の医療分野研究開発推進計画は、平成 26 年度からの 5 年間を対象期間としており、今般、中間的な見直しを行うところ。AMED の中長期目標についても、その見直しに応じた変更が必要であることから、独立行政法人通則法（平成 26 年 5 月 30 日法律第 49 号）第 35 条の 4 第 4 項の規定に基づき、日本医療研究開発機構審議会審議会の意見を聴く。

2. 中長期目標の変更案

別添のとおり。

3. スケジュール（予定）

1月23日	日本医療研究開発機構審議会への意見聴取
年度内	総務省 独立行政法人評価制度委員会評価部会への意見聴取
	健康・医療戦略推進本部への意見聴取
	財務省協議
	中長期目標の変更・指示
	中長期計画の変更（認可）

以 上